

## 凡 例

一本書は景印太白山史庫本李朝實錄に就いて、明代の滿洲並に蒙古に關する記載を抄録編纂したものである。

一明代の滿洲蒙古に關する同實錄の記事は、廣きに従つて、概ね細大漏らさなかつた。たゞし蒙古及び蒙古民族に關する記事は極めて少いので特に編を分つことをしない。

一凡そ明代の滿洲及び其の周邊に於ける滿洲民族の活動事蹟、社會習俗等を傳える記事は、これを網羅し、交うるに李朝と明朝の女眞民族に對する政治、軍事、經濟上の施策と施設とを傳える記事、並に遼東と朝鮮との交渉に關する事項を以てした。そうしてこのような事項のうち、専ら朝鮮自體に關するものは、特に首に〔參〕字を冠して參考に資する意を示し、且つ活字の大きさを落して滿洲本位の記事との區

別を明かにした。

一索引一卷を添えて人名地名の検索に便した。

一原本異字・俗字頗る多く、其の體も一二に止まらぬが、それは専ら印成の際、新舊の鑄字を混淆併用した事實に本すくものであつて、格別重きを置くに當らぬと考えられるから、力めて常識的に處理した。

一俗字・異字の多くは、正字に改めた。たゞし時に原本の舊に従つたものもある。

一正俗二體以上を併用するものは、原則として正字を以て統一貫した。潜・洛・潛・潜を潜で統一した如き。たゞし原本の舊を存したのものもある。

一ハ俗字・異字を以て一貫しているものは、原則としてこれを踏襲した。賛・歛の如き。たゞし例外もある。

一原本に於いて、明かに誤字・脱字・衍字・倒錯と認められるものは、そのま

まこれを踏襲し、傍にこれが校訂正誤を施した。たゞそれを疑問の體に取り扱かつたのは、編者の慎重と謙讓から、獨斷と見られることを避けたかつたからである。なお不用意の誤植か、意識した慣用（普通を含む）か、にわかに決し難いものには、傍に（マ、）を附した。

一記事の係けられた干支（日次）を掲出するのに、次の三様の區別を設けて、正しく原本の體を傳えるように力めた。

#### イ○干支〔本文〕

これは原本のまゝである。即ち原本に於いて、記事の首に干支を掲出している場合である。

#### ロ○干支〔本文〕

これは原本に於いて、記事の首に干支を掲出してはいないが、その係けられた干支が明瞭な場合である。即ち先行する記事の首に掲出してある干支と、後續する記事の干支との間に、日次の間隙の

ない時には、これらの干支の間に収載される記事は、總べて先行の干支に係けられたものと考えてよい。

ハ 干支先行——干支後續 ○〔本文〕

これは原本に於いて、(ロ)と同じく記事の首に干支を掲げず、且つその係けらるべき干支に疑問の餘地のある場合である。即ち先行干支と後續干支との間に、日次の間隙のある時は、これらの干支の間に収載された記事の係けられるべき干支は、一應疑問とするを慎重と考へ、特に(ロ)と區別して原本の體を存した。

ニ なお同一の干支に係けられる二つ以上の記事に於いては、原則として干支を繰返えさない。たゞし(イ)の場合には、特に其の次の記事にだけ同じ干支を掲げて、干支○〔本文〕とした。

一本冊の校正には山根幸夫氏が當つた。

目次

世宗實錄

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 世宗二十九年(正統十二年)..... | 一   |
| 世宗三十年(正統十三年).....  | 三   |
| 世宗三十一年(正統十四年)..... | 四   |
| 世宗三十二年(景泰元年).....  | 八   |
| 平安道地理誌.....        | 九   |
| 咸吉道地理誌.....        | 101 |
| 文宗實錄.....          | 109 |

文宗零年(景泰元年).....一二

文宗元年(景泰二年).....一五〇

文宗二年(景泰三年).....二〇九

魯山君日記.....二四三

魯山君零年(景泰三年).....二四五

魯山君元年(景泰四年).....二六三

魯山君二年(景泰五年).....二九〇

魯山君三年(景泰六年).....三二〇

世祖實錄.....三四五

世祖元年(景泰六年).....三四七

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 世祖二年(景泰七年)..... | 三六五 |
| 世祖三年(天順元年)..... | 三八四 |
| 世祖四年(天順二年)..... | 四〇〇 |
| 世祖五年(天順三年)..... | 四三三 |

世宗實錄 卷一百十五

二十九年正月

〔參〕丁卯○司憲府啓行城之築已遣從事官矣且其民慣於築城雖不遣體察使監督事可濟矣比來年饑民間飢困凡一小官奉使出外州縣供億之費驛路迎送之弊甚多況大臣乎請勿遣都體察使以除民弊不允

戊辰○諭平安咸吉道都節制使今聞朶顏衛韃靼與（海西力）西海野人謀

欲寇邊此言雖不可信然賊之詭計固難知也備禦之策毋或小弛

〔參〕○庚午遣都體察使皇甫仁于平安道築行城自碧潼郡小波兒松林峴至于非所里平石築一萬四千四百七十一尺削土八千一百七十八尺役本道民五千七百四十人又自定寧郡玉剛洞口至于獐項峯石築三千一百五十三尺削土一千五百尺有關門瓮城烟臺役其郡民四百人



皆以二月十五日起築至三月十五日止以里計者十五里五十步二尺

○壬申聖節使李堅基奏聞使金何奉勅回自京師勅曰前得遼東都司奏王國移文稱今年四月有野人突入王境殺虜人口頭畜而去及聞李滿住等所管之人累對王國之人言欲報復此必滿住等含憤所爲等因已勅遼東總兵鎮守官差官往女直野人地面挨追近者都督別里格等將所槍<sup>(槍力)</sup>王國男婦十人送至遼東已給與衣糧優養其別里格等來京備奏比先女直者兒兀歹等在建州居住宣德八年被王國軍馬槍殺<sup>(槍力)</sup>甚衆內槍男婦十口見在王國所遣幼少今已長成委是報復前讎今謹遵朝命送還朝鮮人口請朝廷一體差人往王國挨取見在人口給還免致彼此讎怨等情詞極懇切誠可憐憫朕以王爲秉禮之邦若復差人不免煩擾已撫慰<sup>(已力)</sup>別里格等

回衛俟候茲將彼挨還人口付王國使臣李堅基等領回給親完居勅至上宜體朕此意遣人於境內挨查女直者兒兀歹等家男婦十口送遼東總兵等官處給還其親非特遂彼骨肉之情王之邊境亦得永寧王素重德義爲賢藩屏宜敦崇和睦保境恤隣用造下人之福副朕一視同仁之心王其欽承之

下略

壬申○安平大君琿奴金伐介居閭延曾被虜久在野人地面後茂昌千戶李乙孫之女又被虜而去伐介娶以爲妻及其妻刷還代介竊騎野人馬隨後逃來上憐其累年被虜而還特命免賤授上林園副給事

○甲戌以骨看副萬戶劉無澄介加萬戶吾都里司直童敦道加副萬戶骨看司直李汝於加副萬戶骨看司直李都之廢加副萬戶兀良哈司直伊下所加副萬戶

戊子（庚寅）○遣工曹參判李穰如京師謝恩表曰（略中）又奏曰今承勅諭令還女直者兒兀歹等家男婦十口臣竊嘗宣德八年正統二年兩次所獲人口頭畜零瑣物件仰體勅諭事意盡行送還無有一口存留今次昔居建州者兒兀歹所索十口若係被虜人數合於宣德八年俘虜人口追還之後萬住等回報文書必當告說又於正統六年滿住管下卜刺兀根隨欽差指揮吳良等官前來本國刷還時分亦不告索經今年久略不告取本賊等違背累降勅旨乃於正統十一年四月突入本國茂昌地面恣行作賊虜掠邊民分占爲奴及蒙降勅責令刷還不敢違了巧生奸計規免罪惡虛捏奏達情狀明著伏惟聖鑑臣今欽蒙聖上憐憫小邦刷還被虜人口聖恩深重圖報無由些小俘虜何計損益以有爲無敢慙不還仰冒天聰聖慈矜察方物表曰（略下）

○童所老加茂來獻馬一匹

二十九年二月

甲午○野人萬戶金時具等七人來獻土宜

〔參〕癸丑○遣通事金辛于遼東告入朝火者張智生親喪又咨曰箇倭也馬沙只言對馬一岐島上松浦等處倭人修治五十餘船欲於二三月間入寇上國沿海之地此言雖不可信然係邊境聲息爲此馳報

世宗實錄 卷一百十六

二十九年閏四月

〔參〕○辛未平安咸吉道都體察使皇甫仁來復命啓曰三水郡新設軍門也五鎮及甲山外其餘內地州郡人民自願移居者勿許還本付籍存恤理山郡之別何里章巾里博實里白都洞居民每年十月入保棘城至明年三月乃放以此行旅撤毀路傍民家且竊窖藏穀種年年不得趁時耕種生理凋殘右里皆江邊深入之地旣置兵于要害阿耳口子以固守禦今後勿令入保以安其生今年築城軍人未畢役而逃者其監考頭目色掌及首唱人於新設處芮郡全家入居沿邊州郡住甲士除他郡赴防各其所居赴防前此自碧潼至理山自理山至江界並以內路通行而理山江界之間遼遠故於其中北洞之地設合排以遞馬今因防禦理山郡事常

在江邊央土里口子割理山江界之地設渭原郡于江邊由是大小使客皆從碧潼抵央土里渭原江界以爲常行之大路遞馬皆用軍人之馬其弊甚巨北洞令排旣無使客經過而所屬凡五十四戶請移屬三十戶于渭源（原ヲ）以除軍人立馬之弊甲山郡本千戶四人百戶八人分八所防禦今別置邑於三水堡請減防禦之所革千戶一人百戶二人但千戶三人百戶六人依五鎮例下批且甲山人受咸興鏡城府土官者勿仕本府仍於其郡防守鴨綠江邊勢孤難救之地潛隱耕田者頗多令監司節制使考察不得耕作初置央土里木柵時不審定基址設於山背欹斜之地不宜邑城舍人巖之南山回水抱且有井泉請於農隙設壁城

○丙子謝恩使工曹參判李穰回自京師言遼東摠兵官曹義言今夏深處達達討平三衛達子欲攻海西野人恐將深入後門須啓殿下謹慎備邊遂下諭書于平安咸吉道申嚴隄備

辛巳（癸未）○諭平安道監司今聞孟山縣民相率而逃不出一二

年必至失邑予恨晚聞此言也其凋弊之由救之之術卿親審商度具聞時方築城邊民大困民著簞以蔽體或食土而裂腹或死於疾疫式死於木石流入遼瀋者不知其幾千相率而逃一道皆然無人啓陳至是上始聞之

○戊子諭咸吉道都節制使通事崔倫啓中國人言深處達達瓦剌也先將兵億萬幾殲三衛達子又於夏秋間謀襲海西野人野人畏懾挈家登山其界若有深處野人往來者密令聞見以啓防禦諸事益動布置以備不虞

二十九年五月

丙辰○禮曹啓宗金帶來唐人觀音保言本住金山衛年十四被擄到花加島留三十餘年思戀鄉土（懇力）告宗金隨來（略中）上竟從演等議移咨遼東遣通事安至善押送（略下）

二十九年六月

○戊子諭平安道監司今通事金辛回自遼東啓達達也先大師屯兵黃河冬月欲攻海西野人遼東閱軍隄備建州李滿住曾往北京自請扈從閏四月挈家赴京童倉凡察亦無如之何欲將向東屯居予料也先旣滅三衛欲殲海西諸種野人莫不畏懼不敢寧居蓋其勢方張如此其盛將來之變難以盡知卿密知此意一應防禦諸事預慎布置



世宗實錄 卷一百十七

二十九年七月

〔參〕戊戌○遣都體察使皇甫仁于咸吉道命都承旨黃守身賜宴于興仁門外餞之又命議政府餞于普濟樓賜花酒以極寵慰之築行城自會寧府北東時家南峯至于吾都里金瑞家之里石築八千七百四十九尺削土四萬一千七百八十九尺役本道民八千五百二十六人八月初五日起役九月十四日而止又自三水郡西魚沔江口至于桑木原石築三千五十尺役甲山三水民一千人八月初五日起役九月初五日而止以里計者二十九里二百三十一步二尺時仁銳意築城每歲春秋出入兩界不避凶荒西北之民疲焉

〔參〕癸卯○傳旨禮曹倭野人誠心來獻之物有司定品率置下等抑價題給